

第1部 計画の策定にあたって

1. はじめに

出雲市では、平成7年(1995)9月に「出雲市バリアフリーのまちづくり計画」を障がい者計画として策定し、平成9年(1997)3月には、中国地方の市町村では初の「出雲市福祉のまちづくり条例」を制定しました。この条例に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、一人ひとりが人間としての尊厳と権利を尊重され、自立し、社会参加することができ、健康で安心して暮らせる共生社会の実現をめざし、「心づくり」「地域づくり」そして「都市づくり」に積極的に取り組んできました。

その後、国や県の障がい者施策に対応して、平成27年度(2015)から令和2年度(2020)までの6年間を基本計画とする「出雲市障がい者計画」を策定し、共生社会を実現するために、障がい者とその家族、市民、相談支援事業所、障がい福祉サービス提供事業所及び市が、出雲市障がい者施策推進協議会を中心に、協働する実施体制を構築しています。

一方、国においては「障害者の権利に関する条約」(以下、「障害者権利条約」という。)の批准に向けて、平成25年(2013)6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、「障害者差別解消法」という。)を制定するなど、関連する国内法の整備が進められてきました。そして、この条約は、平成26年(2014)1月に批准され、現在は障がい者の権利の実現や差別解消の取組が国際水準で進められています。また、平成28年(2016)には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)や「発達障害者支援法」の改正が行われるなど、障がい者に関する様々な法整備が行われています。

今回策定する「第2次出雲市障がい者計画」、「第6期出雲市障がい福祉計画」、「第2期出雲市障がい児福祉計画」(以下、「本計画」)は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労支援など、幅広い分野にわたって障がい者施策を総合的に推進するために一体のものとして策定するものです。

2. 社会情勢

年	近年の国の主な動向、関係する法律など	市の主な施策など
H23 (2011)	<p>障害者基本法 一部改正 (同年施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者権利条約の批准に向け、障がい者への障がいを理由とした差別の禁止、また合理的配慮の提供など条約の趣旨を反映 <p>障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (以下、「障害者虐待防止法」という。) 成立 (平成24年(2012)施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者への虐待の通報義務、虐待を受けた障がい者に対する保護について規定 「障がい者虐待防止センター」設置について規定 	<p>「障がい相談ルーム」開設 (～H25年7月まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内商業施設内での相談受付を開始
H24 (2012)	<p>障害者総合支援法 成立 (平成25年(2013)施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「障害者自立支援法」を改正・改称 「障がい程度区分」を「障がい支援区分」に改定 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標や地域生活支援事業の実施事項に関する障がい福祉計画の策定について規定 	<p>「出雲市障がい者虐待防止センター」開設</p> <ul style="list-style-type: none"> 虐待の相談・通報の届出を受け、事実確認の調査、他機関との調整や支援を行う <p>第3期障がい福祉計画策定</p> <p>障がい者福祉タクシー制度改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者を療育手帳B及び精神障がい者保健福祉手帳2級所持者へ拡大、所得要件を新設
H25 (2013)	<p>障害者の雇用の促進等に関する法律 (以下、「障害者雇用促進法」という。) 一部改正 (平成28年施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用分野における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務 精神障がい者の法定雇用率の算定基礎の導入 <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 一部改正 (平成26年(2014)施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神障がい者の医療に関する指針の策定、保護者制度の廃止 医療保護入院における入院手続き等の見直し <p>障害者差別解消法 成立 (平成28年(2016)施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止 行政機関及び民間事業者の責務について明記 差別を解消するための支援措置等について規定 	
H26 (2014)	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律 (以下、「難病法」という。) 成立 (平成27年(2015)施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> 難病の患者に対する医療費助成に関する法定化 難病相談支援センターの設置、訪問介護の拡充について規定 <p>障害者権利条約 批准</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者基本法改正をはじめとする各法令の整備を経て批准 「全ての障がい者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進すること」が目的 	<p>福祉医療費助成制度見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 県制度の変更に伴い自己負担上限額を見直し <p>「ひきこもり相談窓口」設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人や家族からの相談を受け付け、他部署や専門機関を紹介
H27 (2015)		<p>出雲市障がい者計画、第4期障がい福祉計画策定</p>

年	近年の国の主な動向、関係する法律など	市の主な施策など
H28 (2016)	児童福祉法 一部改正(平成29年(2017)施行) <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠期からの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置について規定 ・ 市町村において障がい児福祉計画の策定を規定 ・ 児童等に対する必要な支援を行うための拠点整備について規定 障害者総合支援法 一部改正(平成30年(2018)施行) <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立生活援助、就労定着支援のサービスを創設 ・ 障がい児の居宅訪問型発達支援サービスを創設 ・ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築(障がい児福祉計画の策定) ・ 医療的ケアを必要とする児童に対する支援 発達障害者支援法 一部改正(同年施行) <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障がいの定義について規定 ・ 市町村の責務として相談体制の整備を行う 	障害者差別解消法に基づく職員対応要領作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出雲市職員の障がい者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供について規定 「出雲市障がい者差別相談センター」開設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者や事業者からの相談に応じ、他機関への取次など解決に向けた取組を行う
H29 (2017)		出雲市手話の普及の推進に関する条例制定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 手話の普及の推進に向けた取組を行うことなどを明記
H30 (2018)	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 成立(同年施行) <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図るための基本的な施策を規定 	第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画策定 出雲市福祉のまちづくり条例の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいを理由とした差別の禁止、合理的配慮の提供について明記
R元 (2019)	障害者雇用促進法 一部改正(令和2年(2020)施行) <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主に対する給付制度の創設 ・ 障がい者雇用に関する優良事業主の認定制度 ・ 障がい者活躍推進計画の策定について規定 	Net119の運用開始 <ul style="list-style-type: none"> ・ 聴覚障がい等のある方の緊急時の支援方法を拡大
R2 (2020)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下、「交通バリアフリー法」という。)一部改正(令和3年(2021)完全施行予定) <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化 ・ 国民に向けた広報啓発の取組推進 	遠隔手話通訳サービスの開始 出雲市障がい者活躍推進計画策定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公務部門における障がい者の活躍の場の拡大のための取組について規定

年度	国における主な障がい福祉サービス等の報酬改定状況
H27 (2015)	福祉・介護職員処遇改善加算の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境改善の取組を進める事業所を対象に、更なる上乘せ評価を行うための新たな区分を創設。 福祉専門職員配置等加算の見直し 福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価できるよう、新たな区分を創設 食事提供体制加算の適用期限の延長等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年3月31日までとなっている時限措置について、平成30年3月31日まで延長 ・ 食事の提供に要する費用の実態を踏まえ、食事提供体制加算の加算単位について見直し 栄養マネジメント加算の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年3月31日までとなっている管理栄養士の配置要件の経過措置を廃止 ・ 施設入所者に対して栄養ケア・マネジメントが適切に行われるよう、現行の加算単位を引上げ

年度	国における主な障がい福祉サービス等の報酬改定状況
H27 (2015)	<p>視覚・聴覚・言語障がい者支援体制加算の対象拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 算定対象となるサービスについて、日中活動系サービスのみから、施設入所支援、宿泊型自立訓練及び共同生活援助にも拡大 <p>送迎加算の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域による算定基準の格差解消のため、都道府県の独自基準による取扱いを廃止 日中活動系サービスについて、送迎人数や送迎頻度等の要件を緩和した新たな区分を創設 事業所と居宅間以外に、事業所の最寄り駅や集合場所までの送迎について加算の対象に追加 <p>サービス管理責任者等の配置に係る研修修了の猶予措置の見直し</p> <p>物価動向の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> 前回改定以降の物価の上昇傾向を踏まえ、原則として一律に障がい福祉サービス等の基本報酬を見直し <p>地域区分の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設等の措置費対象施設の地域手当の見直しに合わせ、障がい児サービスに係る地域区分を見直し
H29 (2017)	<p>福祉・介護職員の技能・経験等に応じた昇給の仕組みを構築した事業者に対して、新たな上乗せ評価を行う加算を創設</p>
H30 (2018)	<p>障がい者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 重度の障がい者への支援を可能とするグループホームの新たな類型を創設 一人暮らしの障がい者の理解力、生活力等を補うための支援を行う新サービス(前回の法改正に伴うもの)、「自立生活援助」の報酬を設定 地域生活支援拠点等の機能強化 共生型サービスの基準・報酬の設定 <p>医療的ケア児への対応等</p> <ul style="list-style-type: none"> 人工呼吸器等の使用やたん吸引などの医療的ケアが必要な障がい児が、必要な支援を受けられるよう、看護職員の配置を評価する加算を創設 障がい児の通所サービスについて、利用者の状態や事業所のサービス提供時間に応じた評価を行う 障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う新サービス(前回の法改正に伴うもの)、「居宅訪問型児童発達支援」の報酬を設定 <p>精神障がい者の地域移行の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期に入院する精神障がい者の地域移行を進めるため、グループホームでの受入れに係る加算を創設 地域移行支援における地域移行実績等の評価 医療観察法対象者等の受入れの促進 <p>就労系のサービスにおける賃金・工賃の向上、一般就労への移行促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般就労への定着実績等に応じた報酬体系とする 一般就労に移行した障がい者に生活面の支援を行う新サービス(前回の法改正に伴うもの)、「就労定着支援」の報酬を設定 <p>障がい福祉サービスの持続可能性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画相談支援・障がい児相談支援における質の高い事業者の評価 送迎加算の見直し
R元 (2019)	<p>障がい福祉人材の処遇改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の福祉・介護職員処遇改善加算に加えて、リーダー級の障がい福祉人材について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある職員に重点化しつつ、障がい福祉人材の更なる処遇改善を行う。 <p>現行の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率の見直し</p> <p>障がい福祉サービス等に関する消費税率引き上げ分を上乗せ</p>

3. 計画の位置づけ

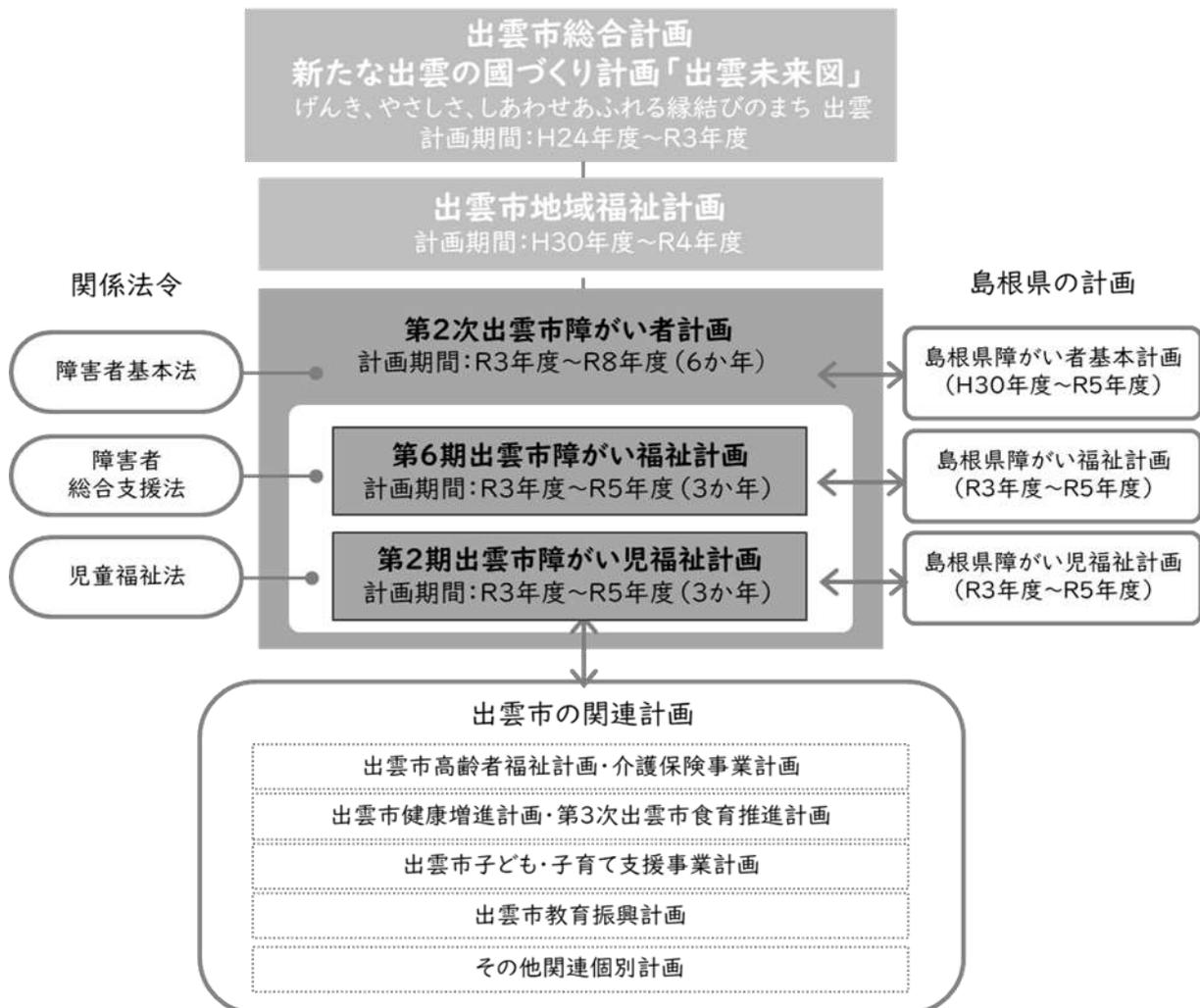
本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく市町村障がい者計画及び「障害者総合支援法」第88条に基づく市町村障がい福祉計画並びに「児童福祉法」第33条の20に基づく市町村障がい児福祉計画として策定するものです。

本計画においては、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会参加を促進するための基本的な事項や理念を定めるとともに、障がい福祉サービス・障がい児通所サービス・相談支援・地域生活支援事業の提供体制について、必要なサービス見込量及びその確保体制並びに連携体制等に関して定めるものとします。

また、本市の最上位計画である「新たな出雲の国づくり計画『出雲未来図』」や福祉の上位計画である「出雲市地域福祉計画」と整合のとれた計画とするとともに、関連計画である「出雲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「出雲市子ども・子育て支援事業計画」等と連携をしながら障がい者施策を推進するものとします。

さらに、「島根県障がい者基本計画」、「島根県障がい福祉計画」及び「島根県障がい児福祉計画」との整合性を図りながら策定します。

他の計画との関係図



4. 計画期間

「第2次出雲市障がい者計画」の計画期間は、令和3年度(2021)から令和8年度(2026)までの6年間とします。

「第6期出雲市障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」の計画期間は、令和3年度(2021)から令和5年度(2023)までの3年間とします。

	平成						令和								
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
出雲市障がい者計画	バリアフリーのまちづくり計画			障がい者計画(前計画)						第2次障がい者計画					
出雲市障がい福祉計画	第3期障がい福祉計画		第4期障がい福祉計画		第5期障がい福祉計画		第6期障がい福祉計画								
出雲市障がい児福祉計画							第1期障がい児福祉計画		第2期障がい児福祉計画						

5. 計画の策定体制

(1) 出雲市障がい者施策推進協議会による検討

本計画の策定にあたっては、障がい者団体、障がい福祉サービス提供事業所、教育、医療、就労その他生活支援各分野の代表、学識経験者等関係機関で構成する出雲市障がい者施策推進協議会(以下、「施策推進協議会」という。)において計画内容を審議しました。

(2) 障がい者等のニーズ把握調査及び事業者実態調査の実施

本計画の策定にあたっては、障がい者やサービス事業者等へのアンケートを行いました。実施にあたっては、厚生労働省の調査研究事業「地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業」を活用し、国から示された基礎的調査に加え、移動支援事業、障がい者福祉タクシー制度、日中一時支援事業の利用実態の把握及び地域生活支援拠点整備のためのニーズ把握を行いました。

- 実施期間 令和元年(2019)9月~10月
- 回答状況

区分	対象数	回答数	回答率
利用者	1,000人	630人	63.0%
運営法人	69法人	64法人	92.8%
事業所	149事業所	124事業所	83.2%

(3) パブリックコメントの実施

策定した本計画(案)について、令和2年(2020)12月11日から令和3年(2021)1月12日までパブリックコメントを実施し、広く市民の皆さまからの意見を募集し本計画に反映しました。

6. 計画の推進に向けて

(1) 計画の推進体制

この計画の推進にあたっては、全ての市民が障がいに対する理解を深めるとともに、行政機関はもとより、障がい者、地域住民、学校、団体、企業等がお互いに連携し、協力しながらそれぞれの役割を果たしていくことが必要です。

また、本計画の施策は、子育て、教育、労働、保健、医療、生活環境など、幅広い分野にわたっており、市として施策を推進していくために、関係部署の連携を深め施策を実施します。

【市の役割】

- 障がい福祉に関する総合的な施策を、市民の声を広く聴きながら策定し、計画的に実施する。
- 障がいへの理解促進に向けた取組を実施するとともに、障がい者への合理的配慮^{※1}の提供を行う。

【市民の役割】

- 一人ひとりを大切にしてお互いを助け合い、福祉のまちづくりを推進する。
- 障がいの特性などについて理解を深める。

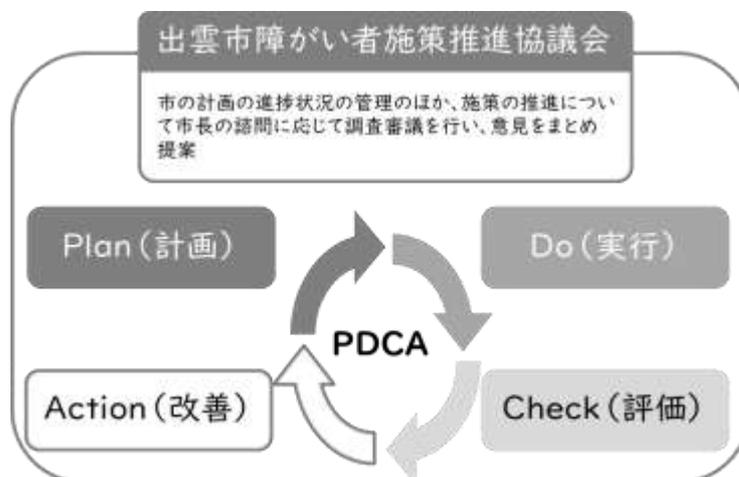
【事業者の役割】

- 不特定多数の方が利用する所有・管理施設及び公共交通機関を全ての人が安全かつ容易に利用できるための環境づくりを行う。
- 障がい者自らの意思決定を尊重した支援や働きたい障がい者の雇用を積極的に行う。
- 障がい者への合理的配慮の提供に努める。

(2) 計画の進行管理

計画を推進するために、「障害者総合支援法」第88条の2及び「児童福祉法」第33条の2には、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することや必要な措置を講じることが規定されています。

本市では、施策推進協議会において、毎年、計画の施策及び取組について、進捗状況の点検及び評価を行うこととし、その結果を公表します。



※1 合理的配慮

障がい者から社会にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、その相手にとって負担の重すぎない範囲で対応すること。

(3) 施策推進協議会の組織体制

障がい福祉に関する5つの組織がそれぞれ連携し、多くの関係者が関与することにより、多様な意見を取り入れることができる体制としています。

施策推進協議会

本市の障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定・変更・進捗管理、障がい者施策の総合的・計画的推進について必要な事項及び実施状況を把握し、障がい者施策の推進について市長の諮問に応じ、調査審議し、意見をまとめ提案する役割を担っています。

委員は、障がい者等の団体の代表者、識見を有する者、関係団体等の代表者、サービス事業者の代表者等で構成し、年2回から4回開催しています。

内部組織として、以下の4つの組織（運営会議、サービス調整会議、専門部会、ネットワーク会議）があり、地域課題の情報共有と関係機関の連携の緊密化等を図るための、連絡・調整機関として機能しています。

● 運営会議

本市と市が委託する相談支援機能強化事業所^{※2}・相談支援事業所、各専門部会の部会長で構成しており、毎月会議を開催しています。

運営会議では、以下の業務を行います。

- サービス調整会議、ネットワーク会議の事務局として、相談支援専門員が活動を行う中で生じた課題の各会議への振り分け、専門部会における課題整理や進捗状況管理を行っています。
- サービスの質の向上のための人材育成を担う組織として、相談支援専門員、サービス管理責任者^{※3}等の研修等を行っています。

● サービス調整会議

本市と指定特定相談支援事業所、関係機関（出雲保健所、市社会福祉協議会（いずれも権利擁護センター、高齢者あんしん支援センター）、島根県東部発達障害者支援センター『ウィッシュ』、児童心理療育センター『みらい』、特別支援学校）で構成しており、毎月会議を開催しています。

サービス調整会議では以下の業務を行います。

- 課題に沿った事例検討と研修を行い、課題解決に向け相談支援専門員のスキルアップを行っています。また、関係機関との連携を深め、支援体制の充実を図っています。
- 事例検討をとおして地域課題を抽出し、地域の支援施策等の協議を行い、サービス等利用計画作成等に役立っています。
- 法律改正に伴う制度の学習など、研修会を年1～2回実施しています。

※2 相談支援機能強化事業所

困難事例等について当事者や家族への専門的な相談を行ったり、地域の相談支援事業所の質の向上を図るために相談支援事業所に対して専門的な助言や支援を行う事業所。

※3 サービス管理責任者

障がい福祉サービスを行っている事業所のサービス品質向上のために、「障害者総合支援法」により配置が義務付けられており、利用者の個別支援計画の作成を行ったり、他の職員への指導を行うなど、サービス提供プロセス全般の管理を担う。

● 専門部会

本市と委託相談支援事業所、サービス管理責任者等により構成しています。

テーマ別課題の研究と検討、地域課題の解決、施策推進協議会への提言を行います。それぞれの専門部会で年間計画に基づき、年6回から12回程度会議を行い、テーマに沿って自主的に活動をしています。

また、必要に応じて専門部会関係者の協力が得られる体制となっています。

専門部会は、新たな地域課題に速やかに検討・対応するために新設、統合、廃止等ができるようにしています。令和3年度(2021)から、新たに「そうだん専門部会」を設置し、活動を行います。

次の6つの専門部会で活動を行っていきます。

つながる専門部会	連携をキーワードに「介護保険(ケアマネ)とつながる」、「地域とつながる」について検討しています。
くらし専門部会	障がい者が住み慣れた地域で暮らせるよう、調査した資源等の情報を活用し、余暇活動や社会参加できるよう取り組みます。
じりつ専門部会	障がい者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、地域生活支援拠点での課題の検討や障がい者の地域移行に取り組んでいきます。
こども専門部会	重度心身障がい児、医療的ケア児の支援についての課題を整理し、検討していきます。障がい児支援の課題に必要な資源やスキルアップを検討し取り組んでいきます。
ささえる専門部会	福祉サービス事業所のサービス管理責任者同士が連携するために情報共有を行い、サービス管理事業者の資質の向上をめざします。
そうだん専門部会	相談支援専門員のスキルアップや連携の強化に取り組めます。 災害などの緊急時も考慮したサービス等利用計画となるようツールの見直しなどに取り組み、障がい者のエンパワーメント ^{※4} や生活の質の向上、より一層の安全な暮らしの実現をめざします。

※4 エンパワーメント

誰もが本来持っている力を十分に発揮し、自己選択・自己決定を行う力をつけて、自分自身の生活や環境をよりコントロールできるようにしていくこと。

● ネットワーク会議

専門部会、サービス調整会議、運営会議のメンバー、障がい福祉サービス事業者により構成されています。

専門部会、サービス調整会議、運営会議での意見をもとに、障がい福祉サービス事業者間や関係機関等で障がい福祉施策に関する情報交換・情報共有を行い、サービスの質の向上のため協議や研修を行っています。平成29年度(2017)から就労支援ネットワーク会議を行っています。今後、医療や防災についてネットワーク化を図っていきます。

就労支援ネットワーク会議

就労支援に関する関係機関(企業・福祉・行政・教育等)で構成する「就労支援ネットワーク会議」を設置しています。ジョブガイダンス、企業情報交換会など関係機関が協働して事業を実施し、障がい者の就労定着に向けた課題に取り組んでいます。

医療ネットワーク会議

医療や障がい福祉の連携をより一層強化し、緊急時や入退院時など様々な状況において、障がい者一人ひとりのニーズに応じた支援が提供できる体制の構築をめざします。

防災ネットワーク会議

災害時に命を守るため、行動や支援が適切に行えるように、情報収集や情報提供など様々な分野の人や組織が垣根を越えて繋がっていくことをめざします。

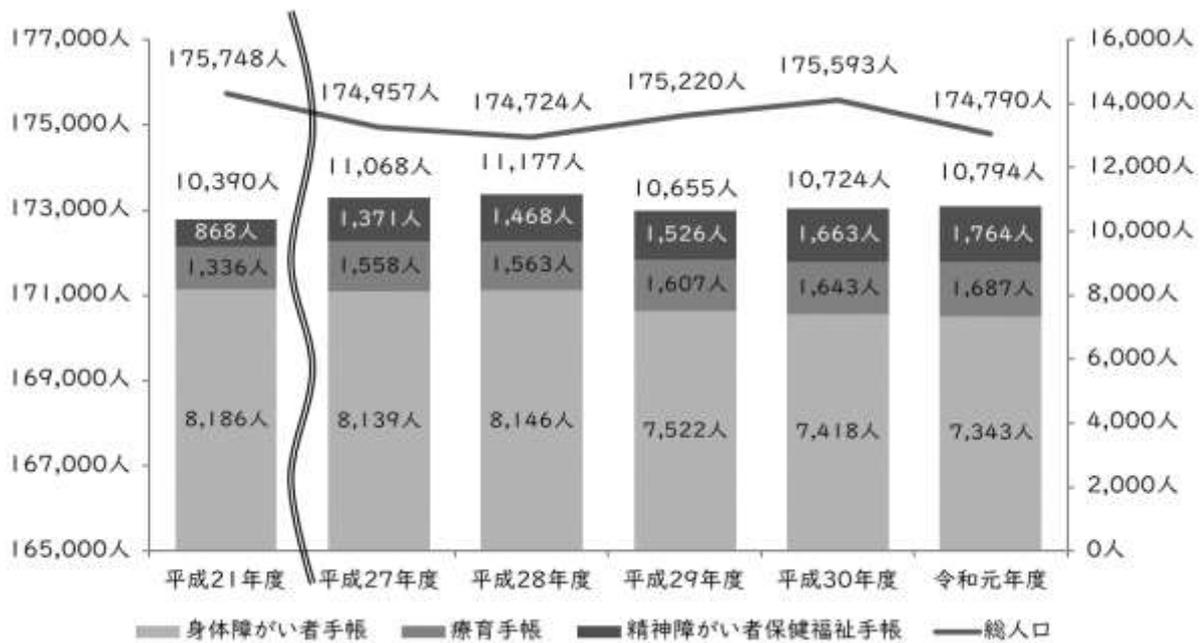
7. 障がい者の状況及び現状分析

(1) 障がい者の状況

本市の人口は、令和2年（2020）3月末で174,790人となっています。総人口に対する障がい者手帳の所持者数は近年約6%を占め、市民16人に1人が手帳所持者という状況となっています。

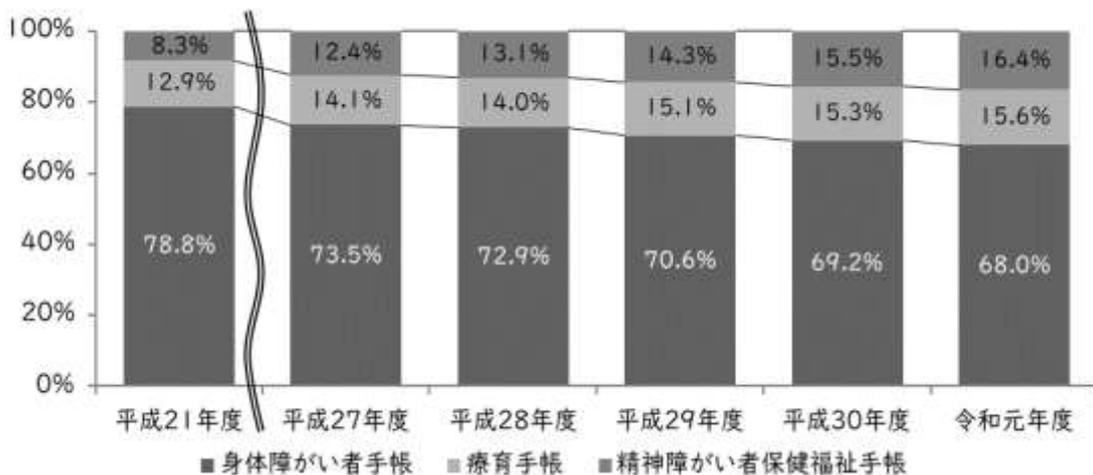
障がい者手帳には、3つの種類があり、手帳所持者数をみると、最も多いのは身体障がい者手帳です。療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数が年々増加傾向にあります。

総人口及び障がい者手帳所持者の状況



資料：総人口：住民基本台帳（年度末時点）、障がい者手帳所持者：島根県立心と体の相談センター業務概要

障がい者手帳所持者の構成比



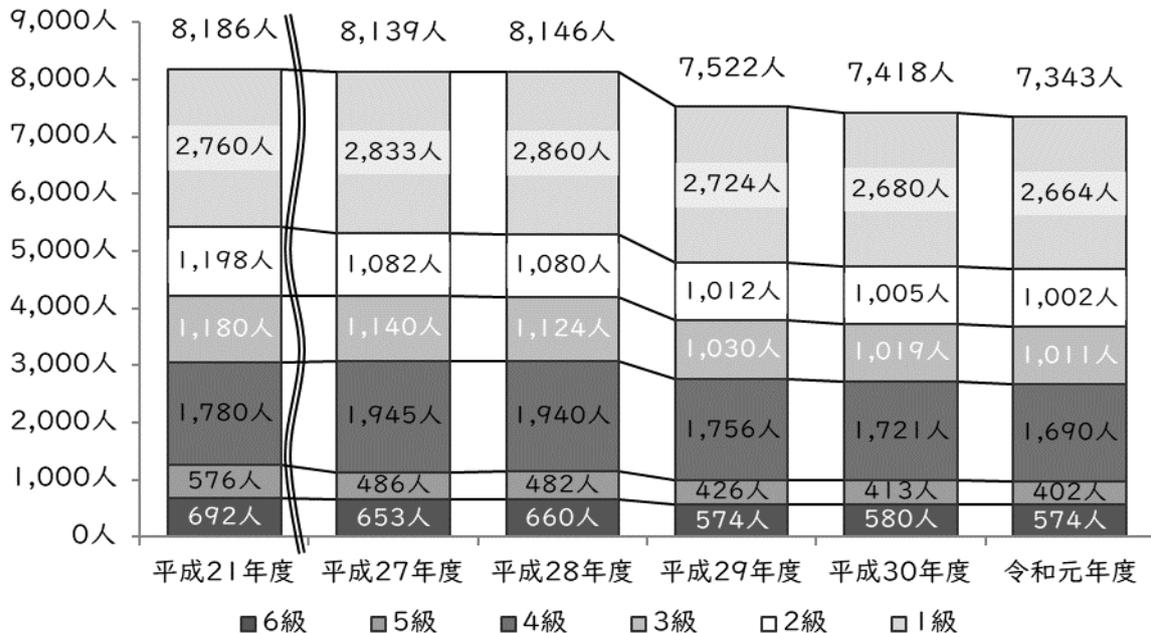
資料：島根県立心と体の相談センター業務概要

(2) 障がい種別の状況

① 身体障がい者の状況

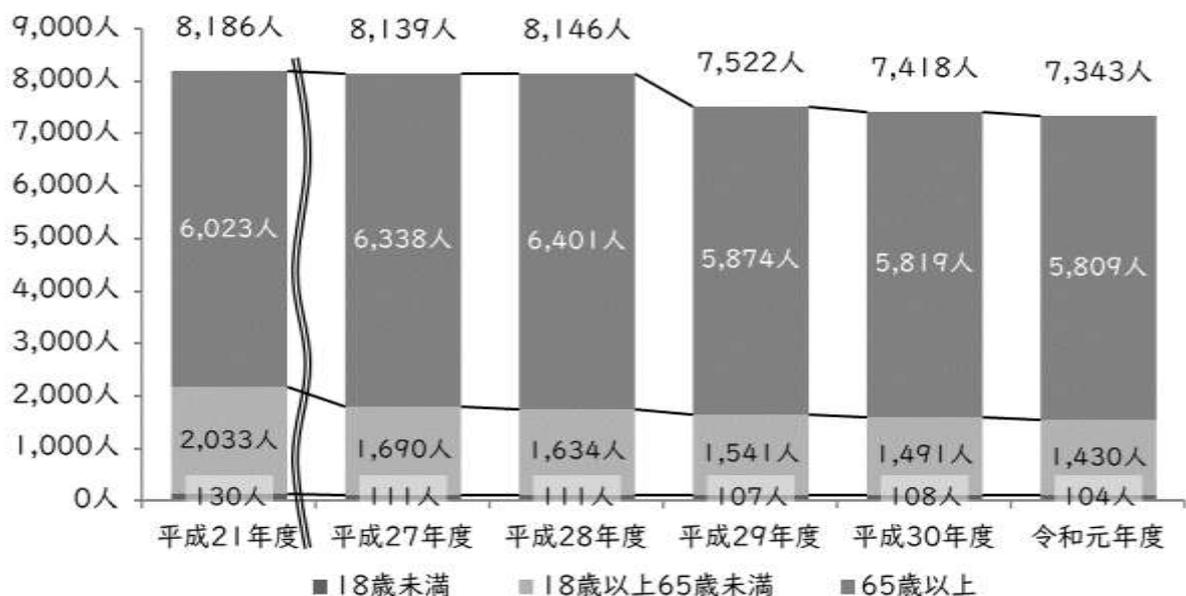
身体障がい者手帳の所持者のうち、最も多いのは1級の方で、全体の約4割を占めています。また、年齢別では、65歳以上の方が全体の約8割を占めていますが、近年、全年齢区分において手帳所持者数は減少傾向にあります。

身体障がい者手帳所持者数【等級別】



資料：島根県立心と体の相談センター業務概要

身体障がい者手帳所持者数【年齢別】



資料：島根県立心と体の相談センター業務概要(注)

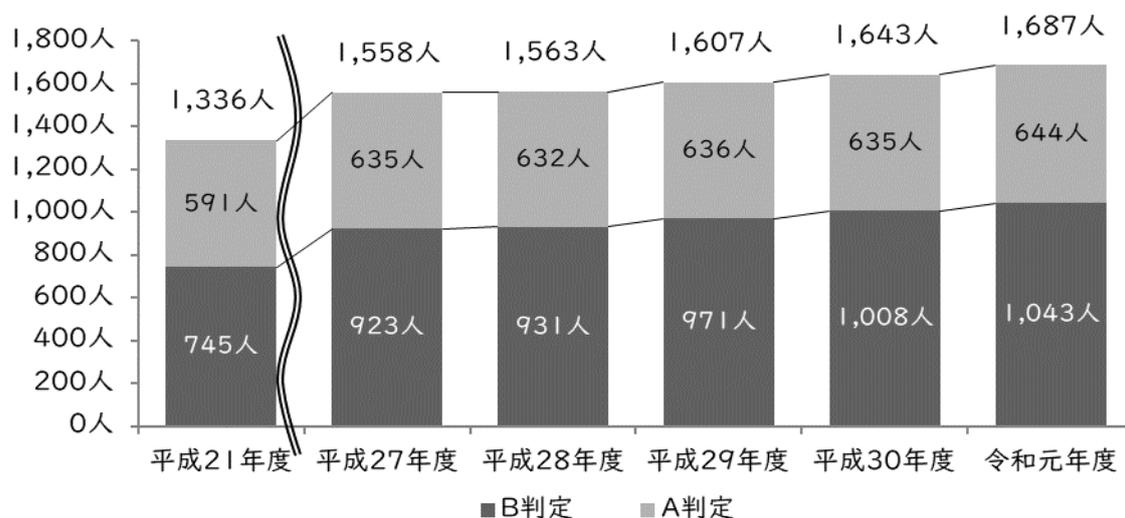
(注) 平成29年度において手帳所持者の台帳の訂正(抹消)があったことから、平成29年度は手帳所持者数が大幅に減っています。

② 知的障がい者の状況

療育手帳の所持者は、令和元年度（2019）において障がい者手帳所持者数の15.6%を占めており、近年増加傾向にあります。

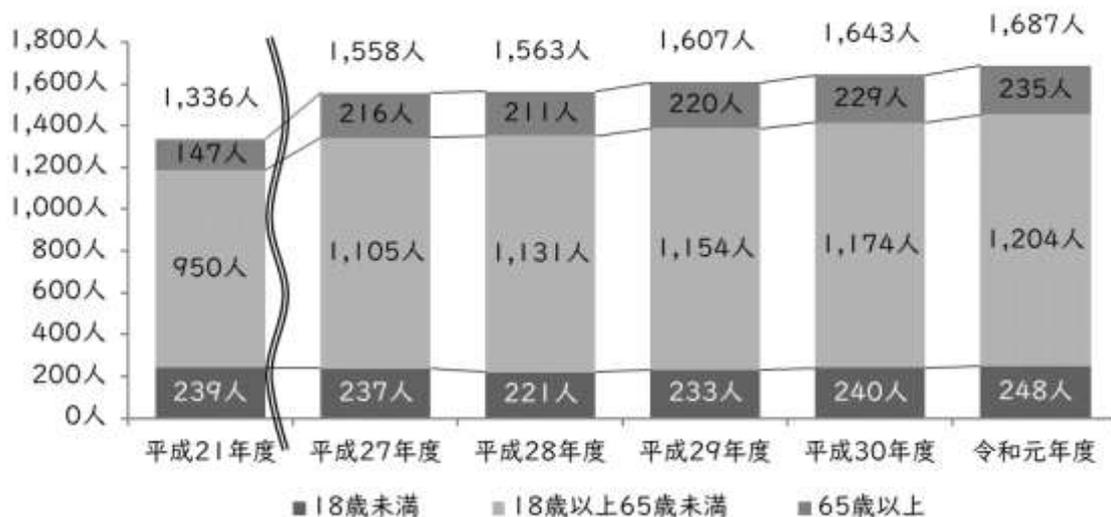
療育手帳については、就学や就労上、必要な支援を受けるため学校や関係機関の紹介により取得する方が多いことが考えられます。

療育手帳所持者数【等級別】



資料：島根県立心と体の相談センター業務概要

療育手帳所持者数【年齢別】



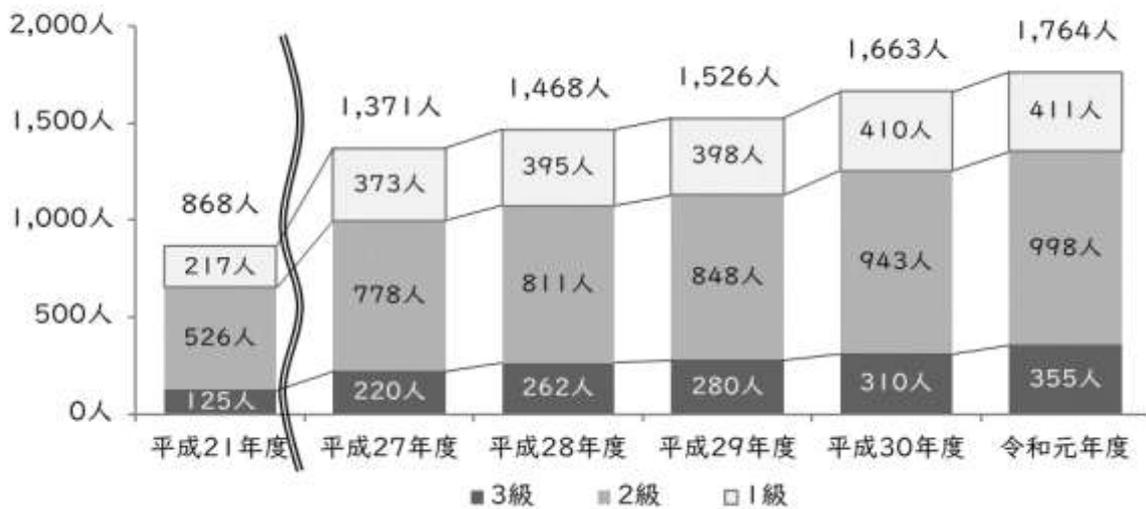
資料：島根県立心と体の相談センター業務概要

③ 精神障がい者の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者は、令和元年度（2019）において障がい者手帳所持者数の16.4%を占めており、他の手帳より取得者の伸び率が大きい傾向にあります。就労の際、障がい者雇用の対象となるために取得する場合や、高齢者の方で認知症を理由に取得する場合があります。

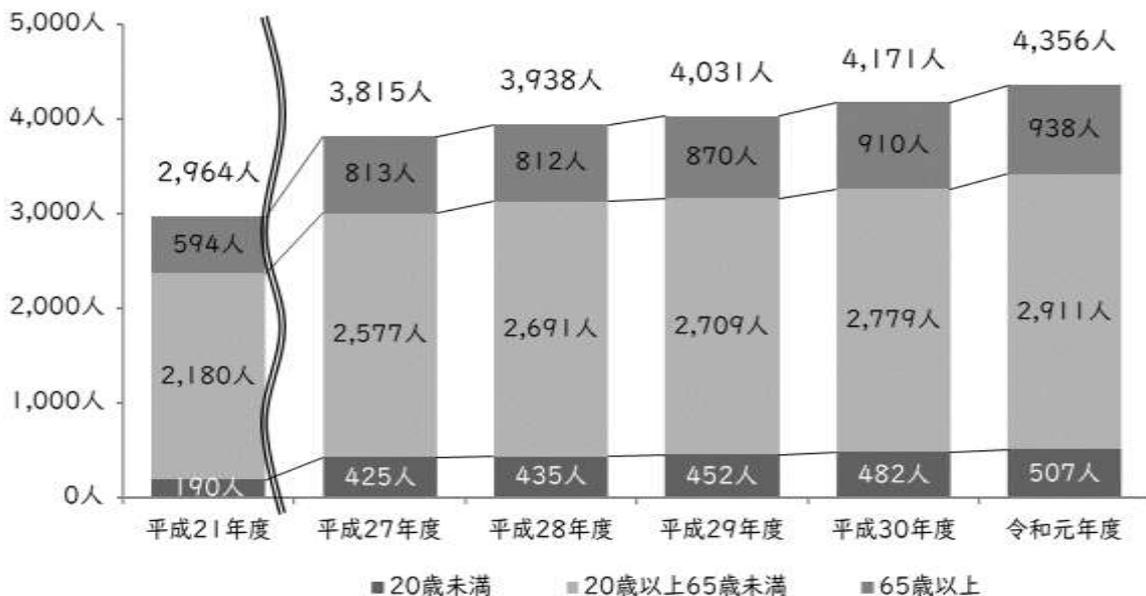
また、手帳を取得する方以外にも、統合失調症やうつ病等の精神疾患（てんかんを含む。）を有し、通院による医療が必要な方に対する医療費助成制度（自立支援医療制度）を利用される方が近年増加しています。

精神障がい者保健福祉手帳所持者数【等級別】



資料：島根県立心と体の相談センター業務概要

自立支援医療（精神通院医療）受給者数



資料：島根県立心と体の相談センター業務概要

④ 発達障がい者の状況

発達障がいとは「発達障害者支援法」において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障がい、協調運動の障がい、その他政令で定めるもの^{※5}」と定義されています。

自立支援医療（精神通院医療）の対象には発達障がいのある人が含まれますが、発達障がいを単独で認定する制度はないため、本市の発達障がい者の実数を把握することは難しい状況です。

⑤ 高次脳機能障がい^{※6}者の状況

令和元年度（2019）に本市において実施した障がい者やサービス事業者等へのアンケートによると、回答のあった利用者630人のうち23人（3.7%）が高次脳機能障がいとして診断されたことがあると回答しています。

高次脳機能障がいは認知面のリハビリ的視点を持った関わりを行うことで、時間をかけて回復していくことがわかっており、長期的な生活支援や就学・就労支援が必要となります。

県では相談支援拠点が設けられており、相談支援、家族支援、研修会などの開催に取り組まれています。出雲圏域は、特に医療と福祉のネットワークが構築されており、入院におけるリハビリだけでなく、高次脳機能障がい者向けデイケアを活用することで、長期の認知リハビリが可能となっています。さらに相談支援拠点を中心に、医療から福祉、就学・就労へと継続した支援が展開されているほか、高次脳機能障がいの理解に関する普及啓発も図られています。

県によると、令和元年度（2019）において、高次脳機能障がいに関する相談件数は県全体で3,122件であったのに対し、出雲圏域では1,661件であり、出雲圏域においては県内で最も多くの相談に対応しています。

※5 その他政令で定めるもの

「発達障害者支援法施行規則」（平成17年4月1日厚生労働省令第81号）によると、「心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障がいを除く。）」と定められている。

※6 高次脳機能障がい

交通事故や脳卒中など様々な原因により脳の一部に損傷を受け、その後遺症として記憶したり、考えをまとめたり、物事を判断して段取りをするなどの脳の機能（高次脳機能）がうまく働かなくなる障がいのこと。

⑥ 難病患者の状況

難病患者に対する支援(特定疾患治療研究事業^{※7)}については、昭和47年(1972年)に策定された「難病対策要綱」に基づく予算事業として位置付けられ、難病対策として取り上げるべき疾病の範囲は「原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病」または「経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護に著しく人手を要するため家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」とされてきました。

その後、対象疾患の増加や一部自己負担の導入など、変化を重ねながら40年の時を経て、安定的な財源が確保(消費税の増税分を充当)されたことにより、本事業は平成27年(2015)1月「難病法」に基づく「特定医療費」の支給制度として創設され、令和元年(2019)7月1日現在、333の疾病が新たな助成制度の対象となっています。

なお、特定疾患治療研究事業については、スモンとプリオン病のうちヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病を残し、引き続き予算事業として継続されています。

本市における特定医療費受給者数(指定難病)は、平成26年(2014)は1,364人でしたが、6年間で対象となる疾病数が大幅に増加したことも要因となり、令和2年3月末現在では1,569人と増加しています。重症化しやすい神経・筋疾患等の患者数も多いため、福祉サービス等の支援の充実が必要です。

特定医療費受給者証(指定難病)の発行状況(令和2年3月末現在)

病名	受給者数 (人)	病名	受給者数 (人)
パーキンソン病	266	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	37
潰瘍性大腸炎	204	特発性拡張型心筋症	36
全身性エリテマトーデス	81	多発性硬化症/視神経脊髄炎	31
クローン病	74	網膜色素変性症	28
後縦靭帯骨化症	49	皮膚筋炎/多発性筋炎	26
好酸球性副鼻腔炎	47	原発性胆汁性胆管炎	22
全身性強皮症	46	進行性核上性麻痺	21
下垂体前葉機能低下症	46	もやもや病	21
特発性間質性肺炎	45	その他(79疾病)	451
重症筋無力症	38		
合計			1,569

(参考)平成31年(2019)3月末現在受給者数 1,535人

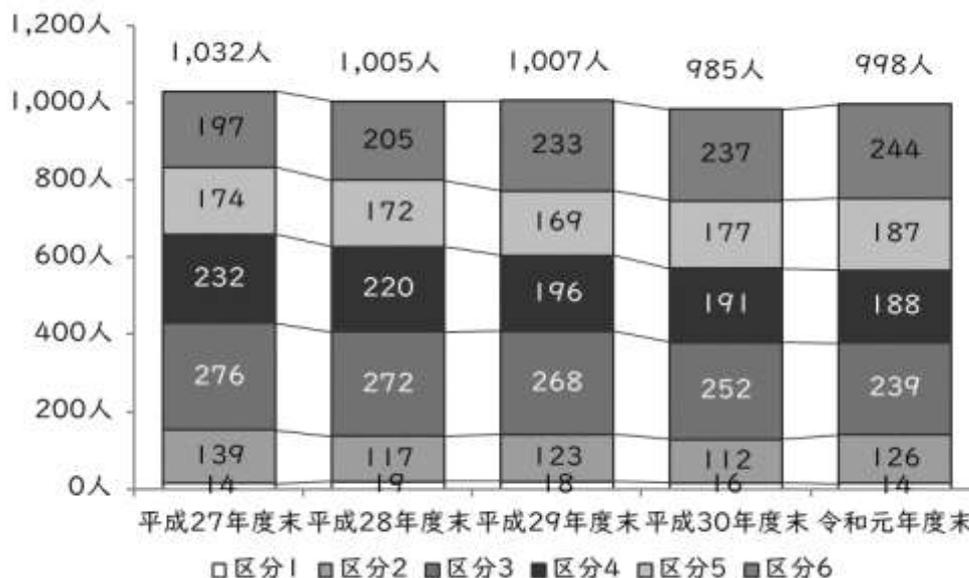
資料:島根県出雲保健所

※7 特定疾患治療研究事業

原因が不明で治療法が確立していない、いわゆる難病と呼ばれる疾患のうち、特定の疾患について治療研究事業を推進することにより、医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の一部を公費で負担し、その負担の軽減を図ることを目的とした事業。

(3) 障がい支援区分^{※8}・障がい福祉サービス支給決定状況

障がい支援区分



資料：出雲市福祉推進課調べ

障がい福祉サービス支給決定状況（各年度末時点）

（単位：人）

サービス種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
居宅介護等	397	423	425	408	384
生活介護	531	511	506	503	496
自立訓練（機能訓練）	5	9	9	7	5
自立訓練（生活訓練）	38	29	37	41	41
就労移行支援	55	51	52	48	46
就労継続支援A型	51	52	51	49	52
就労継続支援B型	522	535	538	540	575
就労定着支援	0	0	0	0	6
児童発達支援	83	96	100	93	91
放課後等デイサービス	243	263	270	283	319
保育所等訪問支援	200	187	191	149	133
短期入所	278	265	264	240	250
療養介護	55	56	56	57	58
共同生活援助 （グループホーム）	186	189	190	184	189
施設入所支援	311	295	294	295	288
自立生活援助	0	0	0	0	8
計画相談支援	1,390	1,381	1,378	1,402	1,456
地域移行支援	5	2	2	2	3
地域定着支援	61	66	66	73	72
障がい児相談支援	341	354	364	386	426

資料：出雲市福祉推進課調べ

※8 障がい支援区分

障がい者等の特性や心身の状態に応じて必要な支援の度合いを示すもので、非該当、1～6に区分される。利用するサービスや障がいの状態等により、有効期間を1年～3年として認定される。